

## 鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年4月1日付第201300206510号  
最終改正 令和7年4月2日付第202400303957号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取梨生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、梨の生産振興について、緊急的に防災・減災対策を強化し、本県オリジナル品種「新甘泉」等の優良品種の生産拡大と合わせて、本県梨産地の強化に不可欠な基幹品種「二十世紀」について、栽培面積の減少傾向からの脱却、面積維持・拡大への転換を図るため、高齢化に対応する機械の共同利用、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給、戦略的な出荷による価格安定など攻めの対策を実施し、鳥取県梨産地の活性化を目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業のうち「新甘泉等」特別対策事業の育成促進対策、高接ぎ奨励及び苗木供給対策、ジョイント栽培拡大事業の育成促進対策、育苗開始支援対策及び新技術・新品種実証モデル事業並びに果実緊急価格安定対策事業については、対応する別表1の第2欄に掲げる者

(2) 対象事業のうち気象災害に強い施設整備事業、「新甘泉等」特別対策事業及びジョイント栽培拡大事業の生産基盤整備対策、育苗委託促進対策、低コスト・体制強化事業については、対応する別表1の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下、「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表1の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）又は同欄に定める額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第３に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から２０日以内に行うものとする。

２ 本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３ 知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第６条 第３条第１項第２号に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

|                                                   |                |           |
|---------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 第１２条（第４項を除く。）、第１３条、第１４条、第１６条第２項後段、第１７条、第２５条及び第２６条 | 補助事業者等         | 間接補助事業者等  |
|                                                   | 交付決定           | 間接交付の決定   |
|                                                   | 補助事業等          | 間接補助事業    |
|                                                   | 知事             | 補助事業者     |
|                                                   | 様式第２号による       | 補助事業者が定める |
|                                                   | 対象事業           | 間接補助事業    |
|                                                   | 様式第３号による       | 補助事業者が定める |
|                                                   | 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金     |

（承認を要しない変更）

第７条 規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

２ 第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第８条 市町村長は、第６条の規定により付した規則第１２条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第２号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

２ 第５条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

３ 市町村長は、第１項に規定する条件に基づき、規則第１２条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（１）間接補助事業に係る別表１の第７欄に定める変更

（２）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第９条 市町村長は、第６条の規定により付した規則第１３条又は第１６条第２項後段の規定に準じ

た内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

#### (実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### (間接補助金の支払)

第11条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (間接的な財産処分の承認)

第12条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

#### (収益納付)

第13条 補助事業者は、対象事業により補助事業者又は間接補助事業者が取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示した

ときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、「新甘泉等」特別対策事業の苗木供給対策、果実緊急価格安定対策事業並びにジョイント栽培拡大事業の育苗開始支援対策及び新技術等実証モデル事業にあつては、農業振興局生産振興課長に、その他の事業にあつては、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。